

2025年12月10日

日本アフリカ学会 会員各位

日本アフリカ学会 2025年度選挙管理委員会
佐藤章（委員長）、網中昭世、牧野久美子、松原優華、吉崎日菜子

日本アフリカ学会評議員選挙について

（2026年1月6日（火）必着）

日本アフリカ学会会則（以下会則）第14条ならびに日本アフリカ学会評議員および理事選挙規定（以下選挙規定）に基づき、2026年度から2027年度を任期とする役員の選挙を行います。まずは、会員のみなさまの投票により、評議員を選出します。つきましては、①投票用紙、②投票用紙封入用封筒、③返信用封筒を同封いたしますので、2026年1月6日（火）必着で投票・返送していただきますよう、お願いいいたします。

以下の補足説明をお読み下さい。

1) 投票方法

- 投票用紙に記載されている氏名を○で囲んで下さい。○で囲める上限は32名です。
33名以上が囲んであった場合は、その投票用紙全体が無効となります。
- 記入後の投票用紙を投票用紙封入用封筒に封入してください。投票用紙封入用封筒には何も記入しないで下さい。
- 投票用紙を封入した投票用紙封入用封筒を返信用封筒に封入し、投函してください。

2) 被選挙権を有さない会員

- 会則第15条ならびに選挙規定第3条により、連続2期役員を務めた会員は、次期評議員選挙での被選挙権を有しません。このため、これに該当する会員は投票用紙に氏名が記載されていません。これらの会員は、次期会長が定数まで補充し得る役員（選挙規定第5条）の対象者ともなりません。
- ただし、これらの会員は評議員選挙の選挙権は有しますので、他の正会員同様に投票用紙を送付しています。

3) 会費を完納していない会員

- 会則第8条ならびに選挙規定第3条により、会費を完納していない会員は選挙権および被選挙権を有しません。本評議員選挙では、2025年12月1日時点での未完納会員は、投票用紙に氏名が掲載されず、投票用紙も送付されません。

補足説明は以上です。これら以外にご不明な点がありましたら、下記の日本アフリカ学会事務局までお問い合わせ下さい。

日本アフリカ学会事務局：

〒603-8148 京都市北区小山西花池町1-8

(株) 土倉事務所 日本アフリカ学会係

tel: 075-451-4844 fax: 075-441-0436

email: africa-gakkaijimu-dogura@mbr.nifty.com

期日までの投票・返送 どうぞよろしくお願ひ申し上げます